平成２６年（フ）第１８３号
沖縄県浦添市当山２丁目14番14―102号　新垣アパート
債務者　野原　まき
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１８４号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目33番５号　小禄マンション413、住民票上の住所沖縄県那覇市三原３丁目19番33―202号　マンションエデン三原
債務者　前津　　豊
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１９５号
沖縄県那覇市字国場1164番地８　大嶺マンション305
債務者　鎌田　　顕
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第９１号
青森県青森市浪岡大字浪岡字細田196番地２コーポ細田２号
債務者　佐々木次三郎
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１７０号
青森市勝田２丁目８番22号
債務者　山脇眞佐子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
青森市大字新城字平岡206番地60
債務者　木村　　薫
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
青森市浪館前田１丁目25番２号　シティハイムハーモネートＢ―202
債務者　西田美由紀
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
青森県むつ市苫生町１丁目５番５号
債務者　川口とも子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１５３号
名古屋市緑区六田１丁目48番地　富士見荘202号、従前の住所名古屋市緑区鳴海町字京田82番地
債務者　微酔こと　丸山　昭子
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２０号
岐阜県高山市山田町781番地の36
破産者　有限会社三井組
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
埼玉県川越市月吉町20番地６
破産者　有限会社河上電工
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１４０号
埼玉県所沢市小手指町１丁目10番地１
破産者　有限会社旭管理サービス
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１８０号
東京都目黒区三田１丁目４番４号
破産者　株式会社タイムモーションズ
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第７９１１号
東京都港区海岸３丁目20番20号
破産者　株式会社パーフェクトアイズ
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９１２号
東京都港区赤坂２丁目14番５号
破産者　株式会社ビッグツアー
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５号
静岡県焼津市八楠４丁目７番地の10
破産者　有限会社伊東自動車
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６８３号
名古屋市北区中切町２丁目14番地
破産者　有限会社加藤防水工業
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４３号
神戸市中央区中山手通２丁目10番２―905号
破産者　有限会社宝昌
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４５号
三重県四日市市松寺３丁目７番４号
破産者　株式会社エヌクリプト
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係